

# 四谷税務署からのお知らせ



平成20年11月4日(火)から、  
**税務相談の受付方法が  
変わりました。**

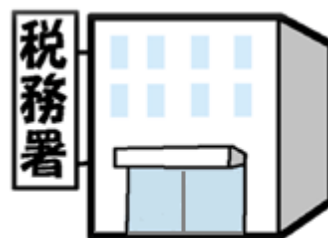
税務相談を希望される方は、まず管轄する税務署へお電話を！

税務署におかけいただいた電話は、**自動音声**によりご案内しています。  
最初に、ご用件に応じて「1」番か「2」番を選択してください。

「1」番を選択すると電話相談センターへ



「2」番を選択すると税務署へ



国税に関する一般的な相談について、**税務相談室の職員**がお答えします。

引き続き次の番号をご案内しますので、  
ご相談の内容に応じて番号を選択してください。

- 「1」 所得税について
- 「2」 源泉徴収について
- 「3」 相続税・贈与税・譲渡所得について
- 「4」 法人税について
- 「5」 消費税・印紙税について
- 「6」 その他の相談について

具体的な書類の確認が必要なご相談や税務署からのお尋ねに関するお問い合わせなどは、税務署でお受けし、納税地を管轄する**税務署の職員**がお答えします。

なお、**面接相談**をご希望の方は、あらかじめ**ご予約**をお願いします。

※ 浅草・麻布・足立・荒川・王子・葛飾・麴町・  
東京上野・西新井税務署については、すでに自動  
音声でご案内しております。

○ 国税庁ホームページでは、税に関するさまざまな情報をご案内しています。詳しくは [国税庁](#)

[検索](#)



東京国税局・税務署